

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 27 日（金）第 92 号 の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

訓 令	
○鹿児島県会計年度任用職員の任用に関する規程（※）	（人事課取扱い） 1
議 会 訓 令	
○鹿児島県議会会計年度任用職員の任用に関する規程（※）	（総務課取扱い） 2
人 事 委 員 会 訓 令	
○鹿児島県人事委員会会計年度任用職員の任用に関する規程（※）	（総務課取扱い） 3
監 査 委 員 告 示	
○鹿児島県監査委員事務局会計年度任用職員の任用に関する規程（※）	（監査委員事務局取扱い） 3

訓 令

鹿児島県訓令第 1 号

鹿児島県会計年度任用職員の任用に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県会計年度任用職員の任用に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち、知事部局に勤務する職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第 2 条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で別に定める。

2 会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することがある。

（選考の方法）

第 3 条 会計年度任用職員の採用に係る選考は、面接、経歴評定その他の適宜の方法により、所属長が行うものとする。

2 所属長は、会計年度任用職員の採用に係る選考に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合

(2) 前年度において設置されていた職で、採用しようとする職と職務の内容が類似するもの（知事が任命権を有していたものに限る。）に就いていた者を採用しようとする場合において、面接及び当該職務の内容が類似する職におけるその者の勤務実績に基づき、能力の実証を行うことができると明らかに認められる場合であって、面接及び当該勤務実績に基づき当該能力の実証を行うとき。

（選考の基準）

第 4 条 選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び知事が必要と認める知識、知能、技能、経歴等に置くものとする。

（その他）

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 27 日から施行する。
- 2 会計年度任用職員の任用に関し必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

議 会 訓 令

鹿児島県議会訓令第 1 号

鹿児島県議会会計年度任用職員の任用に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

鹿児島県議会会計年度任用職員の任用に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち、議会事務局に勤務する職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第 2 条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で別に定める。

- 2 会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することがある。

（選考の方法）

第 3 条 会計年度任用職員の採用に係る選考は、面接、経歴評定その他の適宜の方法により、事務局長が行うものとする。

- 2 事務局長は、会計年度任用職員の採用に係る選考に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合
- (2) 前年度において設置されていた職で、採用しようとする職と職務の内容が類似するもの（議長が任命権を有していたものに限る。）に就いていた者を採用しようとする場合において、面接及び当該職務の内容が類似する職におけるその者の勤務実績に基づき、能力の実証を行うことができると明らかに認められる場合であって、面接及び当該勤務実績に基づき当該能力の実証を行うとき。

（選考の基準）

第 4 条 選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び議長が必要と認める知識、知能、技能、経歴等に置くものとする。

（その他）

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 27 日から施行する。

- 2 会計年度任用職員の任用に関し必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

人事委員会訓令

鹿児島県人事委員会訓令第1号

鹿児島県人事委員会会計年度任用職員の任用に関する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会会計年度任用職員の任用に関する規程

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち、人事委員会に勤務する職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

- 第2条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で別に定める。

- 2 会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することがある。

(選考の方法)

- 第3条 会計年度任用職員の採用に係る選考は、面接、経歴評定その他の適宜の方法により、総務課長が行うものとする。

- 2 総務課長は、会計年度任用職員の採用に係る選考に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合
- (2) 前年度において設置されていた職で、採用しようとする職と職務の内容が類似するもの（人事委員会が任命権を有していたものに限る。）に就いていた者を採用しようとする場合において、面接及び当該職務の内容が類似する職におけるその者の勤務実績に基づき、能力の実証を行うことができると明らかに認められる場合であって、面接及び当該勤務実績に基づき当該能力の実証を行うとき。

(選考の基準)

- 第4条 選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び人事委員会が必要と認める知識、知能、技能、経歴等に置くものとする。

(その他)

- 第5条 この訓令に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月27日から施行する。
- 2 会計年度任用職員の任用に関し必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

監査委員告示

鹿児島県監査委員告示第2号

鹿児島県監査委員事務局会計年度任用職員の任用に関する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

鹿児島県監査委員 長野信弘

同	大 藺 豊
同	酒 匂 卓 郎
同	前 野 義 春

鹿児島県監査委員事務局会計年度任用職員の任用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち、監査委員事務局に勤務する職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で別に定める。

2 会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することがある。

(選考の方法)

第3条 会計年度任用職員の採用に係る選考は、面接、経歴評定その他の適宜の方法により、監査第一課長が行うものとする。

2 監査第一課長は、会計年度任用職員の採用に係る選考に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合

(2) 前年度において設置されていた職で、採用しようとする職と職務の内容が類似するもの（代表監査委員が任命権を有していたものに限る。）に就いていた者を採用しようとする場合において、面接及び当該職務の内容が類似する職におけるその者の勤務実績に基づき、能力の実証を行うことができると明らかに認められる場合であって、面接及び当該勤務実績に基づき当該能力の実証を行うとき。

(選考の基準)

第4条 選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び代表監査委員が必要と認める知識、知能、技能、経歴等に置くものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月27日から施行する。

2 会計年度任用職員の任用に関し必要な準備行為は、この規程の施行の日前においても行うことができる。